

| | |
|------------------|--------------|
| <h1>静 岡 市 報</h1> | 号 外 |
| | 静岡市葵区追手町5番1号 |
| | 発行所 静岡市役所 |
| | 編集兼発行人 静岡市長 |
| | 発行日 毎月1日・随時 |

目 次

監査公表

- 令和2年度定期監査指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 令和2年度包括外部監査指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

監 査 公 表

静岡市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和3年12月10日

| | |
|---------|---------|
| 静岡市監査委員 | 遠 藤 正 方 |
| 同 | 白 鳥 三和子 |
| 同 | 大 村 一 雄 |
| 同 | 佐 藤 成 子 |

記

令和2年度定期監査

- 1 郵便切手購入における支出事務の不備について〔日本平動物園〕

【指摘事項】

郵便切手の管理や購入に関連する一連の事務手続を確認する過程で、実際は令和2年9月4日に購入した84円切手、100円切手及び140円切手について、同年9月10日に購入したように納品書に記載していたことが判明した。その理由を確認したところ、担当者が納品

業者から日付を空欄とした納品書及び請求書を受領し、会計処理の上で都合のよい任意の日付を自ら記載していた事実が明らかとなり、これにより実際に支払請求のあった同年9月4日から起算して20日を経過した同年9月24日に支払がされたことから、事実上、支払遅延防止法に違反する会計処理が行われる結果となった。

また、令和2年11月6日に購入した84円切手、94円切手、120円切手、140円切手及び500円切手についても同様に、実際に郵便切手を受領した同年11月6日から20日が経過した同年11月26日に支払がされていた。

このような支払担当者が支払関係書類に都合のよい日付を自ら記載するという取扱いは、不適正経理に直結する重大なリスクを伴っており、納入業者との癒着の温床ともなりかねないものである。

さらに、所管課は同様の不備について平成29年度定期監査においても指摘されており、再発防止策を講じたと監査委員に報告していたにもかかわらず同様の不備を繰り返しており、内部統制が全く機能していないことが明らかとなった。

【措置の状況】

納品書及び請求書に任意の日付を記入し、支出処理を行ったことについては、当該年度に新規に採用された担当職員に指導していたものの指導不足や理解不足もあり、あいまいな理解のもと不適切との認識はなかったため、日付の無い請求書を販売者に返却しなかったことが原因であると考えます。現在の郵券販売業者は、令和2年度まで郵券受領の際に納品書、請求書を受領することができなかったため、受領した郵券は、郵券受払簿へ受領日を記入し、請求書等が届くまで手を付けずに別に保管をしていました。その後、郵送されて来る納品書、請求書について、実際に郵券を受領した日付を納品書に記載し、請求書については、郵送による受領日を記載するという考え方により処理していました。今回の指摘については、納品書の日付について、受払簿との確認を怠り、記憶のあった日付を記入したことから、上記の考え方とは辻褃が合わず、日付が前後した記載となっていたものです。なお、納品における検収は、郵券受領場所である静岡庁舎の収入印紙等販売所で職員一人がその場で検収を行っております。帰園後、所属職員立会のもと、確認もしております。

前回、平成29年度定期監査措置では、余裕を持った購入計画を防止策といたしまして、余裕を持った郵券購入をしておりましたが、郵券販売業者が、別業者に交代し、納品書、請求書がその場で受領できないなどの要因も重なりミスが生じてしまいました。

このため、まず、全職員に対し、日付の無い請求書等の受領は絶対にしないよう、こ

の度の指摘事項を周知徹底しました。また、支払事務を行う全職員に対して、支払遅延防止等、会計事務の適正な執行を再確認するため、園独自の研修資料を作成し、会計事務研修を実施します。その上で、今後は納品連絡の際に販売者に受領日を伝え、納品書及び請求書への日付記入を確実に求めるとともに、納品書、請求書を受領する際に、万が一記載がない場合は、その場で記入を求めます。また、受払簿へ記入の際は、複数人でチェックを行い、支払の際の電子データの回議に併せて受払簿を供覧し、所属長は、納品書の日付を含め内容を確実にチェックしています。

また、事務引継ぎ時に作成する業務概要書にこれら再発防止策を記載することにより、組織として後年度に引き継いでまいります。

当該案件については、平成29年度の定期監査に続いて、再度指摘を受けました。この度の件を重大な事案と重く受け止め、上記再発防止策の下、適正な事務処理について徹底を図ってまいります。

静岡市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和3年12月10日

| | |
|---------|---------|
| 静岡市監査委員 | 遠 藤 正 方 |
| 同 | 白 鳥 三和子 |
| 同 | 大 村 一 雄 |
| 同 | 佐 藤 成 子 |

記

1 令和2年度包括外部監査（防災に関する事業の財務事務の執行について）

（1）【災害時救護所管理費】委託・請負等の契約について [生活衛生課]

【指摘事項25】

例外的に再委託を認める場合において、市に再委託契約書の写しを提出させている趣旨

は、再委託契約の内容が適切であることを確認するとともに、元委託契約書の規定を遵守したものになっているのかを確認すること等にある。

担当課は、その趣旨に則り、再委託契約書の内容を確実に確認する必要がある。

【措置の状況】

今回指摘を受けた不備は、再委託された業務に関する手続の取扱いについての認識が課内で共有されていなかったことによるものです。そこで、改めて課内で再委託の契約の取扱い方法について供覧し、周知を行いました。

また、指摘のあった令和元年度の委託業務については、再委託を認めた滅菌業務について実施状況を確認し、委託業務管理報告書により適切な執行であったことを確認しました。

(2) **【災害時救護所管理費】 廃棄物処理の確認について** [生活衛生課]

【指摘事項26】

実地確認を行うことの目的は、事業者が委託先の処理状況を直接実地に確認することにより、マニフェストによる処理状況の確認を補完し、産業廃棄物の適正な処理をより確実にすることにある。また、委任契約書は責任の範囲や履行期等を明確にして、受任者の適切な履行を促すとともに、紛争予防にも資する重要な書類であり、それゆえ、実地確認の対象にもなっている。

チェックリストは、このような重要な手続きを、あらかじめリストアップし、実地確認を行う際に確実に確認するために用意しているものであるから、それを有効に活用しなければ意味がない。担当課は、チェックリストに実施者と上席者の確認欄を設け、事後的にチェックされた状況がわかるようにするなど、運用方法の見直しをすべきである。

【措置の状況】

今回のチェック漏れは、リストの中の「契約書の保管がされているか」の欄のチェックに取り消しの訂正がされていたもので、押印の済んだ契約書を渡した後に再度チェックを入れることを失念していたことが原因です。

そこで、現場の実地確認後に、担当者と係長とでチェックリストに記載漏れ等がない旨、ダブルチェックしたことを明らかにするために担当者と係長の押印欄を設けました。

また、リストの訂正部分の現在の状況が調査の担当者以外には分かりにくい状態だったため、注意事項があるような場合には、確認漏れを防ぐために付箋によるメモを貼付することとしました。

(3) 【わが家の専門家診断事務経費】 委託・請負等の契約について [建築指導課]

【指摘事項27】

当事業の委託契約は、1件当たりは46,620円とする単価契約であるが、年間500件程度を予定しており、契約総額は2,000万円程度となる。したがって、市の契約規則等によれば、原則として単独随意契約ではなく、複数の者の見積り合わせ等により調達すべき案件である。

一方、当事業については、地域において業務の実績がある者が複数存在しているが、見積り合わせ等を行わずに単独随意契約としている。

担当課は、【現状】オの理由をもって説明しているが、なぜ、アの団体が最適であるのかについて、イの団体の能力等を比較検討したうえで至った結論であることまでは示せておらず、単独随意契約理由としては、合理性に欠けると言わざるを得ない。

仮に、事前の検討を踏まえて単独随意契約にすることに合理性が認められると主張する場合には、その比較検討内容をできるだけ明確に業者選定理由書に記載すべきである。

【措置の状況】

過年度において、業務実施が可能な3者に対し、受注可能かどうかの意向確認を行っており、うち2者においては、主業務である設計・監理業務に加えて、年間予定件数を診断することは人員的にも難しいことから、受注意向は無いことを確認していましたが、業者選定理由書に、その比較検討内容を明確に記載していませんでした。今後は、毎回、事前に受注可能かどうかの意向確認をし、事業決裁等に明確に記載することとします。

(4) 【わが家の専門家診断事務経費】 その他業務管理について [建築指導課]

【指摘事項28】

説明会やダイレクトメールの実施についての目標設定が実態に合っておらず、適切な目標管理ができていない。このことは、説明会やダイレクトメールの実施が計画的に行われていないこと、さらに、その先にあるべき、成果の検証もできていないことを表している。

事業を進めるにあたり、どのような場所や対象者に向けて説明会などを行うべきなのか、それに向けて、どのくらいのダイレクトメールを送る必要があるのか、という計画を策定し、その計画に沿った活動指標を設定して実行し、成果を検証することで、次年度以降のより効果的な説明会やダイレクトメールの実施を見直していくPDCAサイクルにすべきである。

【措置の状況】

令和2年度の活動指標の目標値を見直しました。

3つの活動指標のうち、指摘のあったダイレクトメールの実施及びイベントでのPR・相談会等の実施における令和2年度活動指標の目標値を、送付予定地区における対象件数等に見直しました（ダイレクトメール：500件→5,000件、相談会等：10回→7回）。

その成果を検証し、目標値を必要に応じて見直すことにより、次年度以降、より効果的な説明やダイレクトメールを実施していきます。

(5) 【要緊急安全確認大規模建築物耐震対策事業】補助金の支給に関する確認について〔建築指導課〕

【指摘事項29】

要綱は、各補助金事業を行うための前提であり、正確かつ明瞭でなければならない。上記の点については、直ちに修正すべきである。

【措置の状況】

文言に不明瞭な点、記載誤りの指摘に対し、修正（要綱改正）しました。

要綱改正時に十分な確認がなされていなかったことが原因であります。今後は、これまでに以上に、複数による段階的チェックにより、正確かつ明瞭な要綱となるよう努めます。

(6) 【要緊急安全確認大規模建築物耐震対策事業】その他業務管理について〔建築指導課〕

【指摘事項30】

耐震対策が完了していない3件に対して、具体的なアクションプランを作成し、それに沿った活動指標を設定すべきである。

【措置の状況】

令和2年度の活動指標の目標値を見直しました（これまでは、対象建築物67棟のうち、民間建築物22棟を目標値としておりましたが、耐震対策が完了していない3件を目標値に変更しました。）。

また、耐震化を実施中・未実施の3棟については、今後、状況確認と耐震化の必要性を、個別訪問等により継続して説明し、令和5年度末までの耐震化に向けて検討及び実施をお願いしていきます。

(7) 【木造住宅耐震補強事業費補助金】その他業務管理について〔建築指導課〕

【指摘事項31】

事務事業総点検表での「成果指標」もアクションプログラムでの「目標指標」も言葉は違うものの、意味するものはほぼ同じであると考え。であれば、実質的に同じ事業であるにもかかわらず、異なる指標を掲げているのは、本来望ましくないと考え。

一方で、アクションプログラムは、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」との整合性をもたせているため、目標とする指標も数値も県と合わせているという事情があるので勝手に変えにくく、耐震化率には、【現状】の後半に示したように、当事業の成果を正確には反映しない、という欠点もある。担当課が、耐震化率では当事業の成果を直接的に示せない点を考慮して、事業評価を行うための事務事業総点検表では、あえて成果指標に使ってこなかった、というのも一定の合理性が認められる。

しかし、【現状】の最後に示したように、事務事業総点検表での「成果指標」の設定と、アクションプログラムでの「目標指標」の設定が大きく乖離しているという状況は是正すべきである。事務事業総点検表での「成果指標」では、過年度の実績の平均から目標値が算出されているが、ゴールに到達するには、毎年、どのくらい件数を増やさなければいけないという視点を加えるべきである。また、アクションプログラムでの目標値の設定については、県の目標値に合わせているが、市の実情に照らして明らかな乖離があるのであれば、次の更新時には、市独自の目標値の設定を検討すべきである。

【措置の状況】

アクションプログラムにおける目標指標については、「第2次静岡市耐震改修促進計画」の目標指標と合わせた、大きな目標方針を記載しており、アクションプログラムの目標値である耐震化率は、補強工事の他に、建替えや除却の件数も反映した算定となっております。

また、令和3年4月1日施行にて策定した「第3次静岡市耐震改修促進計画」を反映し、目標年次を、令和2年度末から7年度末に変更しております（国の方針等を踏まえ、目標率95%はそのまま。）。

その目標指標の達成に向け、事務事業総点検表での目標値は、当事業が予算に伴うものでもあるため、予算に伴わない建替えや除却を除いたものを前提としています。

耐震化率を事務事業の総点検の成果指標とすると、当該事業以外の建替えや除却件数が達成度に影響することとなり、またそれは推計値でもあることから、耐震化率を事務事業の目標値に設定することは難しい状況にあります。

また、耐震化率95%にするための毎年の耐震化すべき件数は想定できますが、あくまで建替え及び除却を含めた件数となるので、耐震化率の要素の一つである木造住宅耐震補強

工事支援件数を事務事業の目標値とし、活動指標である周知啓発に力を入れ、目標値以上の事業実施に取り組み、耐震化率95%を目指していきます。

なお、アクションプログラムについては、上述のとおり、「第3次静岡市耐震促進計画」と整合を図っていることから、目標年次については変更しましたが、目標値の変更の予定はありません。

(8) 【建築物耐震補強事業費補助金】 その他の業務管理について [建築指導課]

【指摘事項32】

事務事業総点検表での「成果指標」もアクションプログラムでの「目標指標」も言葉は違うものの、意味するものはほぼ同じであると考え。であれば、実質的に同じ事業であるにもかかわらず、異なる指標を掲げているのは、本来望ましくないと考え。

一方で、アクションプログラムは、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」との整合性をもたせているため、目標とする指標も数値も県と合わせているという事情があるので勝手に変えにくく、耐震化率には、【現状】の後半に示したように、当事業の成果を正確には反映しない、という欠点もある。そのため、担当課が、耐震化率では当事業の成果を直接的に示せない点を考慮して、事業評価を行うための事務事業総点検表では、あえて成果指標に使ってこなかった、というのも一定の合理性が認められる。

しかし、【現状】の最後に示したように、事務事業総点検表での「成果指標」の設定と、アクションプログラムでの「目標指標」の設定が大きく乖離しているという状況は是正すべきである。事務事業総点検表での「成果指標」では、所有者からの聞き取り調査などから実際に支援につながりそうな件数を目標値に設定しているが、ゴールに到達するには、毎年、どのくらい件数を増やさなければいけないという視点を加えるべきである。また、アクションプログラムでの目標値の設定については、県の目標値に合わせているが、市の実情に照らして明らかな乖離があるのであれば、次の更新時には、市独自の目標値の設定を検討すべきである。

【措置の状況】

アクションプログラムにおける目標指標については、「第2次静岡市耐震改修促進計画」の目標指標と合わせた、大きな目標方針を記載しており、アクションプログラムの目標値である耐震化率は、補強工事の他に、建替えや除却の件数も反映した算定となっております。

また、令和3年4月1日施行にて策定した「第3次静岡市耐震改修促進計画」を反映し、

目標年次を、令和2年度末から7年度末に変更しております（国の方針等を踏まえ、目標率95%はそのまま。）。

その目標指標の達成に向け、事務事業総点検表での目標値は、当事業が予算に伴うものでもあるため、予算に伴わない建替えや除却を除いたものを前提としています。

耐震化率を事務事業の総点検の成果指標とすると、当該事業以外の建替えや除却件数が達成度に影響することとなり、またそれは推計値でもあることから、耐震化率を事務事業の目標値に設定することは難しい状況にあります。

また、耐震化率95%にするための毎年の耐震化すべき件数は想定できますが、あくまで建替え及び除却を含めた件数となるので、耐震化率の要素の一つである建築物耐震補強工事支援件数を事務事業の目標値とし、活動指標である周知啓発に力を入れ、目標値以上の事業実施に取り組み、耐震化率95%を目指していきます。

なお、アクションプログラムについては、上述のとおり、「第3次静岡市耐震促進計画」と整合を図っていることから、目標年次については変更しましたが、目標値の変更の予定はありません。

(9) 【市営住宅耐震対策事業】 その他業務管理について [住宅政策課]

【指摘事項34】

担当課は、2020（令和2）年度以降の解体工事について、下表のような計画を持っており、この解体棟数を活動指標の目標値に掲げるべきである。

| 年度 | 2020(令和2) | 2021(令和3) | 2022(令和4) |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 解体件数 | 1棟 | 1棟 | 2棟 |

【措置の状況】

| 年度 | 2020(令和2) | 2021(令和3) | 2022(令和4) |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 解体件数 | 1棟 | 1棟 | 2棟 |

令和3年度は、上記のとおり解体棟数を活動指標の目標値とします。

今後は、この指標に基づき、計画的に事業を進めていきます。

(10) 【急傾斜地崩壊対策事業費】 その他業務管理について [建設政策課]

【指摘事項35】

今後、新たに地元自治会から要望があった場合には、用地を買収することになりそうな土地の地権者に対しては買取単価を明確に伝えるとともに、同意書などによって、地元自治会内での合意形成を文書化してから、県への副申をするように見直すべきである。

また、既に県への副申をしているもので、まだ、県が選定・事業化されていないものが2019（令和元）年度末時点で118件あるが、これらについても、地元自治会を通じて、地権者に買取単価を明確に伝え、用地買収に難色を示す地権者の有無を確認しておくべきである。

【措置の状況】

急傾斜地崩壊対策事業は、①地元自治会等から市への要望に基づき、②市が県に要望（副申）を提出し、③県が対象地として選定し、④市がその対象地を測量し区域案を作成し県に申請を行い、⑤県が市から申請のあったものに対して順次、工事が行われます。

しかし、事業要望時点で事業に合意していた地権者が、県からの工事の事業化を受け、区域指定の申請のための区域案の作成をする段階（上記④）になってから、用地買収の要件などの交渉が難航し事業が進まないケースがあります。

そのため、令和3年4月には地元自治会等が市に提出する要望書の様式に静岡県との協議の上で用地買取価格等の留意事項を加え、さらに、自治会等から要望を受けた際にも用地買取価格等についての説明を実施することとし、要望段階における認識の相違を抑制する仕組みを整えました。

なお、すでに県に副申している継続要望案件についても、自治会長などを通じて関係自治会等に用地買取価格等の周知を今年度中に完了するよう順次進めていきます。

(11) 【河川改修事業費】 その他業務管理について [河川課]

【指摘事項36】

当事業は、年間10億円近い事業費が使われていることを考えると、活動指標について、もう少し丁寧を示す工夫をする必要があると考える。

直近の状況では、工事を行っている地区が2つしかないことから、たとえば、広域河川改修事業（管理No. 23）のように、活動指標を工事対象地区ごとに分けて、河川工事の延長数にするなど、年度ベースの活動量、目標管理の状況がわかるような見直しをするべきである。

【措置の状況】

令和3年度の事務事業総点検表の活動指標の目標値において、これまでの事業実施箇所

数に加えて、実施箇所における完了割合（パーセント）で示すことで、進捗状況をわかりやすく表現することとしました。

(12) 【河川構造物耐震・津波対策事業】 その他業務管理について [河川課]

【指摘事項37】

活動指標は、活動量がわかるように設定して、目標管理すべきものである。工事の内容によって、数量単位も変わるのであれば、事業費（金額）ベースで示すことも検討すべきである。

【措置の状況】

向島排水樋管の耐震化、津波対策については令和3年度に完了予定であるため、目標値を「完了」としました（浜川水門及び特殊堤については、令和2年度に完了済）。

今後、耐震・津波対策が必要な施設のうち、旧大谷川排水ポンプ及び排水樋管は設計が完了し、事業規模（事業費）を算定していますが、新川や浜田川、他河川へのフラップゲート等の設置については、令和3年度以降に設計を進め、事業規模（事業費）を算定していく状況となっています。

このことから、令和3年度の事務事業総点検表における活動指標の目標値については、事業規模が明確となっている「施設名」としました。

(13) 【特定海岸保全施設整備事業負担金】 その他業務管理について [河川課]

【指摘事項39】

成果指標は、市が支出している負担金に対して、どれだけの成果が出ているのかを明確に示すように設定すべきである。また、「事業費が予定どおりに執行されたことから、進捗率が100%とする」という考え方も、2018（平成30）年度に清水海岸で行われた養浜工事のように、離岸堤の嵩上工事の進捗には直接的につながらないものもある、という点で合理性に欠けている。

当事業の目的に照らせば、事業の成果は、離岸堤の嵩上工事がどれだけ進んだのかということであり、成果指標は、累計の嵩上工事の延長数（m）ベースで進捗率を示すべきである。

【措置の状況】

指標に合理性を持たせることの重要性に鑑み、令和2年度から事務事業総点検表における当該事業計画の成果指標の目標値を工事延長に改めることとしました。

(14) 【巴川総合治水対策促進経費】 その他業務管理について [河川課]

【指摘事項40】

排水ポンプ等の維持管理についても活動指標と成果指標を設定すべきである。

【措置の状況】

令和2年度の事務事業総点検表において、活動指標に「排水ポンプ点検回数」を追加しました。成果指標については、令和3年度の事務事業総点検表において、「維持管理不足による浸水被害件数」を設定しました。

(15) 【常備消防庁舎施設整備事業】 その他業務管理について [財産管理課]

【指摘事項43】

成果指標は、公表されている事務事業総点検表の中に記載されているが、計算内訳までは公表されていないので、今回検出された、千代田消防署と葵消防署で異なる計算方法が使われていることは、対外的にはわからない。同じように成果指標を工事の進捗率としながら、計算方法を対象によって変えるのは、好ましくない。

なお、千代田消防署と葵消防署の2つの計算方法のうち、どちらが適切かと言えば、葵消防署のやり方、つまり、工事費用を業務で分けずに総額ベースで計算する方法である。千代田消防署の方法では、進捗率を設計業務で50%、工事業務で50%と分割して評価していることになり、工事全体の進捗状況の実態を歪めて計算されてしまうことになる。

担当課は、今後、工事の進捗率の計算を総額ベースで統一すべきである。

【措置の状況】

千代田消防署大規模改修については、令和3年2月5日に事業完了しておりますが、今後、成果指標として工事の進捗率を計算する際は、予算執行状況を総額ベースに反映させ、工事全体の進捗状況を正確に示すことができる「工事費用を業務で分けずに総額ベースで計算する方法」とするものとし、課内でのルール統一を図りました。

(16) 【常備消防車両等整備事業】 その他業務管理について [財産管理課]

【指摘事項44】

当事業の内容は、消防本部と消防署に配備される消防車両を計画的・効率的に更新していくことであり、年度単位で更新する車両の台数を活動実績とする方が活動状況を示すことができる。また、成果指標については、担当課が、継続的に4年単位で更新計画を策定

しているので、直近4年間の累計更新台数を成果指標にすることも考えられる。

【措置の状況】

車両更新については、第3次静岡市総合計画において4年単位で事業計画を策定しており、車両の故障状態や予算要求時の財政事情により毎年見直しを図っています。

直近4年間の累計更新台数を成果指標に設定した場合、毎年の見直しにより、指標となる更新予定の累計台数が変動することが想定され、指標としては適当ではないと判断しました。

そこで、同計画を根拠とした予算要求で確定している該当年度の更新台数を成果指標とし、同指標達成のための具体的な活動として、更新に係る仕様書の作成や業者の選定及び中間検査や完成検査による実地検査等を活動指標とすることにより、該当事業の目的を達成していくものであります。

(17) **【消防団員確保対策事業】** 支出額の計上について [警防課]

【指摘事項45】

予算額が実態に合っていないので、見直すべきである。

【措置の状況】

事業費2,458千円については、講師謝金720千円及びカラーガード隊員の費用弁償1,738千円を2020（令和2）年度まで同額で予算計上しています。

しかし、2021（令和3）年度からは、講師謝金は、消防音楽隊の講師謝金を基に設定したもので同額の720千円を予算計上しましたが、費用弁償にあっては隊員数×練習回数×1,900円としていたものを、過去の実績を基に参加隊員数（想定）×練習回数×1,900円に設定し、622千円としました。その結果、予算計上額は2,458千円から1,116千円減額の1,342千円となり、実乖離を縮小しました。

(18) **【消防団員確保対策事業】** その他業務管理について [警防課]

【指摘事項46】

活動指標については、事業費を計上している以上、カラーガード隊の活動、たとえば、イベントへの参加回数などを掲げるべきである。当事業では、カラーガード隊の活動の他にも、消防職員によるイベントでのPR活動や企業訪問なども行われているが、これらについても、計画的に目標設定して取り組んでいるのであれば、同様に検討してもいいのではないかと考える。

成果指標については、まず、現在の団員の年齢から、定年による退団予定者数を年度別に集計したうえで、団員の増員数ではなく、入団者数に見直すべきである。

【措置の状況】

当局において再度検討した結果、退団者の中には一定の割合で定年以外の事由により退団する者も含まれており、これらの者の退団を抑制し、団員数を維持することが地域防災力低下防止に欠かせないことから、新規入隊者の確保にとどまらず離団者の抑制も含めた包括的な隊員確保の取組を推進していくことが肝要との結論に改めて至ったため、今後も引き続き団員の増減数を成果指標としていくこととしました。

また、活動指標には、消防団員確保のための活動である、消防団応援店の増加数、カラーガード隊による広報活動回数、消防大学校等での広報活動数及び消防団会議での説明回数を設定することとしました。

今後も引き続き、消防団員の確保のため、カラーガード隊による広報活動や大学等への学生団員PR及び企業訪問等を通じて団員募集活動を継続するなどして、現有団員の環境整備を行い、入団者数の増加及び退団の抑制を図っていきます。

(19) **【通信指令施設等管理運営経費、広域管理運営経費】** 委託・請負等の契約について [指令課]

【指摘事項47】

契約書に不備がないようにするため、印紙税法に規定されたとおりの金額で印紙を貼付するよう周知徹底する必要がある。

【措置の状況】

本件は、担当係員は印紙が貼付していることは確認したものの、金額は業者任せであったため金額のチェックを怠り、他の課員についても同様に確認を怠っていたことにより発生したものです。

契約書に不足していた分の印紙については、貼付させ対応しました。

今後、契約書作成に際しては、課内の契約について、それぞれの契約の印紙の有無や貼付した印紙の額のほか、再委託関係・暴力団排除関係の報告書類や請求書などの受領状況、委託料の支払状況などを一表にしたデータベースを作成することで事務進行を可視化するとともに、これをもとにした担当者及び係長による契約書等のダブルチェックを行うことで、再発防止に努めることとします。

- (20) 【通信指令施設等管理運営経費、広域管理運営経費】委託・請負等の契約について〔指令課〕

【指摘事項48】

結果として委託業務自体は適正に行われているものの、契約書類上の不備であり望ましくない。契約書類に不足や誤りがないようチェックする体制を構築することが必要である。

【措置の状況】

本件は、契約書を丁合する際に落丁していることに担当係員、委託業者ともに気が付かないまま契約書を作成し、契約締結後においても他の係員も同様に契約書の詳細な確認を怠ったことにより発生したものです。

正副の契約書類につきましては、不足していた別表を追加し対応しました。

今後、契約書の作成を必要とする業務を行う際については、契約書送付時と受領時に担当係員及び係長にてダブルチェックを行い誤りのないよう対応します。

- (21) 【通信指令施設等管理運営経費、広域管理運営経費】委託・請負等の契約について〔指令課〕

【指摘事項49】

再委託に係る必要書類を入手できておらず、契約書に定められた手続きを実施できていない。再委託の適正な執行を図るという趣旨から、市は必要書類を確実に入手し、内容を確認することが必要である。

【措置の状況】

本件は、委託業者へ再委託先との一連の書類（契約書等の写し及び個人情報に関する誓約書）を再三要求していましたが、提出がなされず、担当係員もチェックリスト等を使用した提出状況の確認をしていなかったため、月日がたち提出されていないことを失念してしまい、他の係員も提出状況の確認を怠っていたことにより発生したものです。

再委託の承認後に提出されるべき再委託先との契約書等の写し及び個人情報に関する誓約書を、委託業者を通じて受領し対応しました。

再委託関係書類をはじめとする関係書類（暴力団排除関係の報告書類や請求書を含む。）の受領状況や、印紙の有無・金額、委託料の支払状況などを一表にしたデータベースを作成し、事務進行を可視化することで書類の受領漏れがないように対応します。なお、データベースでは、契約ごとに必要となる再委託関係書類とその提出状況も管理しており、個々の契約においてそれぞれ必要とされる書類の提出状況が漏れなく確認することのできる体

制となっております。

- (22) 【通信指令施設等管理運営経費、広域管理運営経費】委託・請負等の契約について [指令課]

【指摘事項50】

市の承認がないまま再委託が行われており、契約書に定められた手続きを実施できていない。また、再委託が行われているという事実は、委託先からの報告書を見れば事後的にでも把握できたはずである。再委託の適正な執行のため、委託先への周知と担当課による確認を適切に行うことが必要である。

【措置の状況】

本件は、設備を製造したメーカーに保守点検の業務を委託していましたが、委託業者の事業形態の変更等により一部の業務については、第三者に再委託をしなければ業務を遂行できない業務が発生していたにも関わらず、前年と同様の契約であったことから当課が契約時等に再委託等に係る手続について委託業者に周知しなかったこと、また、委託業者から点検後の報告書類を確認する際に詳細に係員がチェックしていないため保守点検の一部が再委託業者により行なわれていた事実気が付かないことにより発生したものです。

委託業者及び再委託業者から所定の書類の提出がなされ手続を行いました。

今後契約時には、再委託の実施の有無について確認するとともに、再委託の有無に関わらず契約案件については、実施報告書等に記載されている内容に再委託がなされていないかどうか確認を行い、再委託の事実が確認できた際には適正な対応を行います。なお、確認等の作業は、担当係員及び係長にてダブルチェックを行い誤りのないよう対応します。

- (23) 【通信指令施設等管理運営経費、広域管理運営経費】その他業務管理について [指令課]

【指摘事項51】

広域市町消防事務委託料について、各市町への請求額が9万円過小となっていた。結果として少額ではあったものの、協定書に定められた条件どおりに請求ができておらず望ましくない。原因は単純な計算ミスであり、誤りの金額がさらに大きくなっていた可能性もあることも考えると、二重チェックなどの適切な体制を整備することが必要である。

【措置の状況】

広域市町消防委託料の各市町への請求額は、あらかじめ所定のデータを表計算ソフトに入力し、その計算結果を基に決定しています。今回指摘のあった各市町への請求額の誤り

は、臨時に発生した新規項目に係るデータを表計算ソフトに加えた際、数式の入力を誤り当該データが請求額に反映されていなかったことと、計算結果の確認を怠ったことにより発生したものです。

本件の不備について、まず、令和2年度委託料は誤りを修正した上で本来の請求額と既請求額との差額を各市町に請求し、令和3年5月には納付を受けました。

今後、請求に関する書類を作成する際には、データの入力状況や数式を担当職員及び係長でダブルチェックし、特に新規項目については職員間での情報共有を確実に行うこととします。さらに、書類作成後も同様に、改めてデータの入力状況や数式を複数職員により確認していくこととします。

(24) 【消防ヘリコプター維持管理事業】委託・請負等の契約について [航空課]

【指摘事項52】

再委託に係る必要書類を入手できておらず、「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」に定められた手続きを実施できていない。再委託の適正な執行を図るという趣旨から、市は必要書類を確実に入手し、内容を確認することが必要である。

【措置の状況】

必要書類の未收受について、受領した書類の確認漏れが主な原因と考えており未收受であった書類につきましては、受託先から受領しております。

この指摘を踏まえ、担当者に正副2名を指名し、事務執行前に契約事務マニュアル等に定められた手続きを再確認させ、必要書類の未收受がないよう、一件書類として簿冊管理のうえ、確認作業（二重チェック等）の徹底及び事務手続きに係る必要書類のリストを作成して、これを簿冊の目次として添付し、再発防止及び適正な事務の執行に努めます。

(25) 【下水道管の耐震化】その他業務管理について [下水道維持課]

【指摘事項56】

違いはわずかではあるが、外部に公表している計画目標と事業評価をするときの目標が食い違っているのは適切ではない。今回のように、計画期間中の途中で改訂がある場合などについては、見直し後の情報をわかりやすく示し、他の公表データとの整合性を保てるように公表方法を検討すべきである。

【措置の状況】

計画期間中の途中で改訂がある場合などについては、見直し後の情報をわかりやすく示

し、他の公表データとの整合性を保てるように公表方法を検討すべき、との指摘に対し、この件に関して下水道部をとりまとめる下水道計画課が、最新の目標値に改訂した第4次中期経営計画【改訂版】をホームページ上に掲載しました。

なお、今後、目標値を見直す場合には、目標値を見直した資料へのリンクを貼り、そこをクリックすることで最新の目標値が確認できるようにします。

(26) 【下水道施設の津波対策】 その他業務管理について [下水道建設課・下水道施設課]

【指摘事項57】

当事業の2つの事業項目は、相互関連性が低いので、事業費や活動指標・成果指標についても明確に分けて、進捗状況の管理と事業評価を行うべきである。

この点については、既に2020（令和2）年8月に上下水道事業経営協議会の承認を得て、「第4次中期経営計画 事務事業評価（進行管理）シート」で、管路事業項目と施設事業項目で活動指標・成果指標を明確に分けて設定するような見直しが行われているので、実質的には解決していることを確認した。

ただし、ホームページ上では、見直し前の第4次中期経営計画が掲示されたままであり、上記の見直し後の「第4次中期経営計画 事務事業評価（進行管理）シート」は上下水道事業経営協議会の会議内容に添付されているものの、その存在自体が非常にわかりにくくなっている。今回のように、計画期間中の途中で改訂がある場合などについては、見直し後の情報をわかりやすく示すように公表方法を検討すべきである。

【措置の状況】

計画期間中の途中で改訂がある場合などについては、見直し後の情報をわかりやすく示すように公表方法を検討すべき、との指摘に対し、この件に関して下水道部をとりまとめる下水道計画課が、最新の目標値に改訂した第4次中期経営計画【改訂版】をホームページ上に掲載しました。

なお、今後、目標値を見直す場合には、目標値を見直した資料へのリンクを貼り、そこをクリックすることで最新の目標値が確認できるようにします。

(27) 完成図書チェックリストの見直しについて [技術政策課]

【指摘事項60】

「完成図書チェックリスト」は、事前にチェックすべき項目や必要な書類を列挙しておき、それを確認していくことで漏れがないかどうかを検証する、という機能が期待できる。

しかし、いつ、だれがチェックしたのか、また、それを上席者が査閲したのかがわからないので、実施者と査閲者の欄を作って、チェック業務の証跡として残すのが望ましい。

また、「完成図書チェックリスト」の中の「品質管理（試験）」と「品質証明・出荷証明」の項目について業者が作成する書類の目次をそのまま別紙としていた件については、この方法では、上述の事前にチェックすべき項目を列挙しておき、それを確認していくことで漏れないかどうかを検証する、という機能が損なわれてしまうため、運用について、見直す必要がある。

【措置の状況】

令和元年度分の「完成図書チェックリスト」の指摘に対し、令和3年5月1日以降に完成する案件については、実施者と査閲者の欄を作って、チェック業務の証跡とするよう、「完成図書チェックリスト」を修正しました（令和3年4月19日関係課通知済）。

また、品質管理（試験）の項目が空白である箇所があるなど、チェックリストにも修正すべき内容が出てきたことから、品質管理（試験）にて盛土材や路盤材、アスファルト合材の現場密度試験やコンクリートの圧縮強度試験の項目を列挙するなど、令和元年度末（令和2年3月）に改定版を作成し、実施課へ通知しており、現在は改定版を使用しております。